

さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務委託

(2) 発注者

さくら市

(3) 業務の目的

本市は、働き世代の生活習慣病有所見率が高い状況である。そこで、若い世代からの健康づくりを推進するとともに、健康無関心層へのアプローチが必要と考える。

今回、誰もが気軽に行い、継続しやすい仕組みづくりを構築するために、スマートフォン用の健康ポイントアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）を導入する。アプリを導入することにより、市民の健康行動に応じたポイントの付与、健康行動等の「見える化」を行い、若い世代からの健康づくりや生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとし、積極的な健康づくりを行う人が増えるまちづくりを推進していくことを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(6) 提案上限額

本業務に係る費用の合計額は14,806,000円（消費税及び地方消費税込）以内とし、これを超えた提案は、無効とする。※この金額は契約金額等を示すものではない。

2. 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) ISO/IEC27001:2013(ISMS)または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていること。
- (7) 本業務委託を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績があり、令和7年4月1日時点で稼働していること。

3. スケジュール

	項目	期間等
1	公示	令和7年4月14日(月)
2	質問書受付期限	令和7年4月14日(月)～令和7年4月25日(金)午後5時まで
3	質問回答期限	令和7年4月30日(水)
4	参加表明書受付期限	令和7年5月1日(木)～令和7年5月9日(金)午後5時まで
5	参加資格審査	令和7年5月12日(月)～令和7年5月14日(水)
6	提案書等提出期限	令和7年5月28日(水)～令和7年6月6日(金)午後5時まで
7	プレゼンテーション審査	令和7年6月17日(火)
8	審査結果通知	審査終了後(令和7年6月24日(火)発送予定)
9	契約締結	令和7年7月上旬

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合がある。

4. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式3)

(2) 提出期間

令和7年4月14日(月)から令和7年4月25日(金) 午後5時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は受け付けない。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。

ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名 健康ポイント+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)

【例】株式会社△△△が令和7年4月15日に質問書を送付した場合

健康ポイント 20250415 株式会社△△△

(4) 提出先

さくら市健康福祉部健康増進課健康増進係 Email:u-hoken@city.tochigi-sakura.lg.jp

(5) 質問書への回答

期限までに質問書の提出があった場合には、回答内容を令和7年4月30日(水)までに本市ホームページにて行う。

5. 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

また、提出期限までに提出がない場合又は提出期限を過ぎての提出は、企画提案書等を受け付けないものとする。なお、提出書類の様式等は、市のホームページに掲載する。

[さくら市ホームページ] <https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/>

(1) 提出書類

① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式1、様式1-2）

※添付書類

・納税証明書（様式その3の3、写し可）

・商業登記の登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し可）

・ISO/IEC27001:2013(ISMS)または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていることが分かる書類

ただし、令和7・8年度さくら市物品納入等入札参加資格者登録名簿に登録がある場合は、納税証明書、商業登記の登記事項証明書又は商業登記簿謄本の省略可。

② 業務実績書（様式2）

(2) 提出期間

令和7年5月1日(木)から令和7年5月9日(金) 午後5時まで

※郵送の場合は提出期限当日必着のこと。

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

さくら市健康福祉部健康増進課健康増進係

6. 参加資格審査

提出された参加表明書等により、参加資格審査を行う。

審査結果は、参加資格確認結果通知書にて通知する。

参加資格審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

7. 辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届（様式4）

(2) 提出期限

令和7年6月6日(金) 午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

さくら市健康福祉部健康増進課健康増進係

8. 企画提案書等の提出

「さくら市健康ポイント業務システム導入・運用保守業務仕様書」を熟読し、次の要領で企画提案書等を提出のこと。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 参加審査に係る提案書類提出書（様式5）
- ② 会社概要（様式6）
- ③ 業務実施体制（様式7）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ さくら市機能要件一覧（仕様書別紙1）
- ⑥ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 作成に当たっての注意事項

提出書類は、A4 縦版、横書き、両面、文字サイズ 10.5 ポイント以上(図、表、画像を除く)、及び左右に 20mm 以上の余白を設定すること。なお、A4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズまで可能とし、横折込とすること。ページ数は 50 ページ以内（表紙、裏表紙、目次は含まない）とし、①～⑥の順序で製本し、インデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。

※②については、認証取得については、証明できる書面の写しを添付すること。

※④については、仕様書の目的・業務内容を把握したうえで、以下の項目を必ず記載すること。なお、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

ア 本業務委託のアプリ導入、運用保守に係るスケジュール

イ 本事業の普及啓発、参加を促すためのプロモーションの内容についての実施内容、スケジュール等

ウ 提案するシステムの機能及び内容等の紹介

エ 本事業終了後の評価及び分析評価について

オ 個人情報及びセキュリティに関する体制について

カ システム本稼働時の保守及び支援業務について

キ その他、アピールポイント等

※⑥については、履行期間について、消費税を含む金額を算出し、見積書の額とすること。

また、サービス使用料、導入作業費等の内訳を記載すること。

(3) 提出期限

令和7年6月6日(金) 午後5時まで

※郵送の場合は提出期限当日必着のこと。

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

さくら市健康福祉部健康増進課健康増進係

(6) 提出部数

- ・ 正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本 10部（正本の写し）
- ・ CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

9. 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの実施にあたり、委託候補者の審査委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、プレゼンテーション審査により審査委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、審査は非公開とする。

(3) プレゼンテーション審査

- ① 各委員が付した評価点が総合計の6割に満たないものは委託候補者として選定しない。なお、参加者が1者の場合も同様とする。
- ② 審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最も高い評価点を付した委員の数が一番多い事業者を委託候補者として選定する。
- ③ ②の事業者が複数であった場合は、評価点の合計点数の高い事業者を委託候補者として選定する。
- ④ ③の評価点が同点の事業者が複数であった場合は、くじ引きで決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、速やかに文書で通知する。

10. プレゼンテーション審査の実施

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 実施日 令和7年6月17日(火)
- (2) 場所 さくら市氏家保健センター集団指導室
- (3) 開始時間 後日通知する。なお、順序は企画提案書提出順とする。
- (4) 参加人数 3名以内(業務に直接携わる者を1名以上参加させること)
- (5) 所要時間
 - ・事前準備：10分
 - ・プレゼンテーション及びデモンストレーション：20分
 - ※デモンストレーションはシステムの概要及び各機能の操作方法等を説明する。
 - ・質疑応答：10分
 - ・片付け：5分程度
- (6) 使用機器
PCは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市において準備する。

11. 契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、さくら市財務規則に基づき契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

12. 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、さくら市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 審査に対する審査請求はできないものとする。

14. 連絡先

さくら市健康福祉部健康増進課健康増進係

担当：高根、利沢、原田

〒329-1312 栃木県さくら市櫻野 1319 番地 3

電話：028-682-2589/FAX：028-682-5156

Email:u-hoken@city.tochigi-sakura.lg.jp